



令和8年 8月18日
庁 議 資 料

令和8年8月6日

狛江市長
松原 俊雄 様

狛江市消防委員会
委員長 谷田部 利夫



狛江市地区消防隊の活動内容について（答申）

令和8年7月17日付け狛総安発第000176号で諮問のありました消防委員会の
諮問事項について、本委員会は別紙のとおり答申します。

令和 8 年 8 月 6 日

答 申 書

令和 8 年 8 月

狛 江 市 消 防 委 員 会

答申

本委員会は、令和8年7月17日、市長から「狛江市地区消防隊の活動内容について」の諮問を受け、狛江市消防団（以下「市消防団」という。）及び狛江市地区消防隊（以下「地区消防隊」という。）を取り巻く現状を踏まえ、慎重に審議を尽くした。以下の結論をもって、本委員会の答申とする。

■狛江市地区消防隊の活動内容について

地区消防隊は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を教訓として、消防活動を主とした地域防災の強化・推進に資するため設置されたボランティア組織であり、現在、「狛江市地区消防隊設置規程」（以下「設置規程」という。）に基づき運用が行われている。

設置規程では、地区消防隊の活動は大規模震災による同時多発火災、延焼拡大等の広域的な災害が発生したときに、狛江市災害対策本部の要請により消火活動等を行うとされている。この活動は、市消防団と協力して行うものであるが、昨今、全国で発生している大規模災害の激甚化・多様化により、消防団に期待される役割も高度化・多様化している。これに伴って地区消防隊の活動内容も変化しており、実際に令和元年東日本台風対応の際には、避難所対応を行っていた市消防団のサポートとして活動したところである。

また、地区消防隊は豊富な経験を有する市消防団OB等で構成されているものの、ボランティア組織であること、設備面、装備面等から市消防団と同等の活動を行うことは物理的に難しいと考える。このことから、大規模災害時には両者が連携を図りながら活動しつつも、地区消防隊の役割は、あくまで市消防団の後方支援である点を明確にしておく必要があると考える。

こうした点を踏まえ、地区消防隊の活動との整合を図る必要がある。

■結論

地区消防隊の設置目的（第1条）や活動内容（第3条）について、現行の設置規程では「大規模震災による同時多発火災、延焼拡大等」が発生したときに「消火活動等を行う」とされ、活動対象や活動範囲が限定的なものとなっているため、これを現状に合わせた規定に改める必要がある。

また、地区消防隊は、市災害対策本部の要請により活動を行うとされているが（第3条）、市消防団との関連性に関する規定がないため、その位置づけを明記しておくことが望ましい。

なお、設置規程の見直しに当たっては、地区消防隊がボランティア組織

であることを念頭に主体的・自律的な運営や決定に過度な干渉とならないよう留意する必要があることを申し添える。